

運営基準について

1 勤務体制の確保等(各サービス共通)

基準

指定訪問介護(他のサービス共通)事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護(他のサービス共通)を提供することができるよう、指定訪問介護(他のサービス共通)事業所ごとに、訪問介護員等(他の職種共通)の勤務の体制を定めておかなければならない。

指定訪問介護(他のサービス共通)事業者は、指定訪問介護(他のサービス共通)事業所ごとに、当該指定訪問介護(他のサービス共通)事業所の訪問介護員等により指定訪問介護(他のサービス共通)を提供しなければならない。

【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第32条第1項、第2項 ほか】

事例

- ✓ 事業所や併施設等の他の職種を兼務している職員について、勤務表においてそれぞれの職種に係る勤務時間を分けて管理していない。
- ✓ 医師、薬剤師等の勤務表を勤務予定を作成しておらず、併せて勤務表などによる勤怠管理が十分になされていないケースがあった。

指導・ポイント

- 兼務する職種に係る勤務時間を明確にした勤務表を作成し、人員配置が適正にされているか確認できるようにすること。
- 医師や薬剤師等、月の勤務日数が少ない職種についても、勤務予定を作成し、適正な勤務体制の管理を行うこと。併せて、勤務表等により出勤実績を管理すること。

2

非常災害対策

(通所介護・通所リハビリ・特定施設入居者生活介護・短期入所生活介護・短期入所療養介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院 共通)

基準

指定通所介護事業者(他のサービス共通)は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

指定通所介護事業者(他のサービス共通)は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第110条第1項及び第3項 ほか】

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

(前略)非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。(以下略)

【具体的な項目例】

- ・ 介護保険施設等の立地条件(地形等)
- ・ 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ・ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)
- ・ 避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
- ・ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
- ・ 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
- ・ 関係機関との連携体制等 (以下略)

【介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日付け 老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号)】

事例

- ✓ 非常災害対策計画は作成されているものの、盛り込むべき項目が一部網羅されていない。
- ✓ 非常災害対策計画は作成されているが、自施設、事業所の立地状況等に適合した内容となっていない。
- ✓ 風水害、地震等への対策について記載がない。
- ✓ 定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていない。
- ✓ 定期的に火災等の災害時の避難訓練を実施しているが、実施結果の記録がない。

指導・ポイント

- 非常災害時に適切な対応を行えるよう、周辺地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、平常時の対策・職員の役割分担・避難経路・避難方法・避難中の対応・被災後の対応等を定めた具体的な計画を作成すること。
- 自施設、事業所の状況を踏まえた非常災害対策計画とすること。
- 災害対策計画には風水害、地震等への対策に関する内容も盛り込むこと。
- 策定した災害対策計画に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。
- 避難訓練を実施した場合は、必ず訓練結果を検証した実施記録を残すこと。

3 身体的拘束等の適正化 (H30 改正事項)

(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院 共通)

基準

指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設)(他のサービス共通)は、指定介護福祉施設サービス(他のサービス共通)の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設)(他のサービス共通)は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の当該入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

指定介護老人福祉施設(他のサービス共通)は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第16条第4項～第6項、同第48条第6項～第8項 ほか】

(3) 身体的拘束適正化のための対策を検討する委員会

(前略) 身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故防止委員会及び感染対策委員会については、関係する職種等が身体的拘束適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。(後略)

(4) 身体的拘束等の適正化のための指針

指定介護老人福祉施設(他のサービス共通)が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本指針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(5) 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修

介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設(他のサービス共通)が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。(後略)

【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について第4の9(3)～(5)ほか】

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定介護老人福祉施設(他のサービス共通)基準条例第16条第5項の記録(同条第4項に規定する身体拘束等を行う場合の記録)を行っていない場合及び同条第6項に規定する措置を講じていない場合、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束のための指針を整備していない又は身体的拘束適正化のための定期的(※)な研修を実施していな

い事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。

(※)「定期的」とは、基準省令解釈通知第4の9(5)に記載する「**定期的な教育(年2回以上)**」を指すものである。[2019.9.17厚生労働省老健局高齢者支援課確認事項(サービス共通)]

【報酬告示留意事項通知第2の5(5)ほか】

■身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「**身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為**」である。具体的には次のような行為があげられる。

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいす等からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【身体拘束ゼロへの手引き(2001.3厚生労働省「身体拘束ゼロ作成推進会議」発行)P7】

「緊急やむを得ない場合」の対応とは、(中略)「**一時的に発生する突発事態**」のみに限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を行うことのないよう、次の要件・手続に沿って慎重な判断を行うことが求められる。(中略)

以下の3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し記録しておく。

切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。

また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

【身体拘束ゼロへの手引き P22】

事例

- ✓ 身体的拘束適正化のための対策を検討する委員会が3月に1回以上開催されていない。
- ✓ 委員会の会議記録が残されていない。また、委員会結果が従業者に周知されていない。
- ✓ 委員会の出席者が介護職員のみであり、幅広い職種によって行われていない。
- ✓ 身体的拘束等の適正化のための研修が年1回の開催にとどまっている。
- ✓ 身体的拘束等の適正化に係る指針は策定されているが、盛り込む項目が不十分であった。
- ✓ 切迫性、非代替性、一時性の検討がなされないまま、緊急やむを得ない場合という理由で身体的拘束等を行っているケースがあった。
- ✓ 身体的拘束に該当する行為がどのような行為かの認識が不十分なケースがあった。

指導・ポイント

- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。また、他の委員会と独立して開催すること。
- 委員会の開催結果は記録に残すこと。また、開催結果を従業者に周知すること。
- 委員会は、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員)により構成し、構成メンバーの責務及び役割を明確にするとともに、委員全員が参加できるよう努め、多職種による検討を行うこと。
- 身体的拘束等の適正化のための研修は、年2回以上実施し、記録に残すこと。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施し、記録に残すこと。
- 基準省令解釈通知などを確認の上、施設の実態に応じた身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 職員研修により、身体的拘束に該当する行為を確認し、安易に行ってはならないものであると認識すること。
- 施設において身体的拘束等が行われているか否かを問わず、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束のための指針を整備していない又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、入所者全員について所定単位数から減算することとなるので、特に留意すること。
- 身体拘束に至る恐れがある入居者については、身体的拘束適正化検討委員会を中心に以下の検討等を行うこと。
 - ・ 「身体拘束が入居者に与える影響を考えてもなお当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない事由か」「本当に代替策はないか」について十分な検討を行うとともに、検討内容は詳細に記録すること。
 - ・ 検討を尽くした結果、身体拘束が必要と判断した場合であっても、実施期間は可能な限り短期間で設定するほか、期間中であってもその日その時間帯の入居者の状況が緊急やむを得ない場合に該当しない時には行わないなど、身体拘束は「可能な限り一時的」なものとするとともに、身体拘束を行う都度、介護記録に、その際の入居者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由、その態様及び時間、身体拘束の前中後の入居者の心身の状況に関する職員の気づき等を細かく記録すること。
- 日頃から入居者1人1人の心身の状態について綿密にアセスメントするとともに、「身体拘束ゼロへの手引き」等を参考に、事故が起きにくい環境や体制を研究し、管理者を筆頭に施設が一丸となって身体拘束を必要としない介護を追求していくこと。

介護報酬について

1 各加算の算定要件の確認について(各サービス共通)

基準

- 4 事後調査等で届出時点で要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い
- ① 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上なお改善がみられない場合は、当該届出の受理の取消しを行うこと。この場合、取消しによって当該届出はなかったことになるため、加算については、当該加算全体が無効となるものであること。当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定事業者に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返されるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。
- ② また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。
- 5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い
- 事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得になるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 届出手続の運用 4 事後調査等で届出時点で要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い、5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い(指定施設サービス等では準用)】

事例

- ✓ 加算の算定に当たり、当初は算定要件を満たしていたが、のちに当該介護事業所、施設の体制が変わった結果、算定要件を満たさない状況だったにも関わらず引き続き当該加算の算定をしてしまっていた。
- ✓ 当初加算の算定要件を満たしていたが、加算算定時に算定要件を満たしているかの確認がなされておらず、自己点検の結果、過誤調整となったケースがあった。

指導・ポイント

- 加算の算定の可否について毎月確認を行い、算定要件を満たしていることを確認した上で算定をすること。
- 加算の算定の可否を判断した資料を整理しておくこと。